

**キノキシフェンの食品健康影響評価に関する審議結果（案）
についての御意見・情報の募集結果について**

- 1．実施期間 平成19年6月14日～平成19年7月13日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 1通
- 4．コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

| 御意見・情報の概要 | 専門調査会の回答 |
|--|---|
| <p>【意見】 キノキシフェンは日本の残留基準ではぶどう1ppm、かぼちゃ・すいか・メロン類果実・まくわうり・おうとう(チェリーを含む)に0.3ppmの暫定基準値が設定されてますが、それ以外の作物には一律基準値の0.01ppmとなっています。</p> <p>アメリカでは苺のうどん粉病に有用として本年(2007年)2月に使用許可が下り、0.90ppmの基準値が設定されています。アメリカから日本への苺の輸入量は、生鮮で3,800t/年、冷凍品で10,000t/年あり、今後貿易障害になるおそれもありますので、キノキシフェンのADIが0.2mg/kg体重/日であれば、海外の基準値も参考にして早急に見直し・設定を行うべきと考えます。</p> | <p>【回答】 食品安全委員会農薬専門調査会の所掌事項はリスク評価であり、残留農薬基準値設定ではありません。</p> <p>キノキシフェンについては、今後、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、厚生労働省において暫定基準値が見直されることとなっております。御指摘のいちごの基準値設定について、厚生労働省に情報提供します。</p> |